

料金改定案について（まとめ）

令和8年7月30日

長与町水道局

1. これまでの審議会内容

- 1) 水道事業の概要
- 2) 水道施設の現状
- 3) 水道事業の経営原則
- 4) 今後の経営状況
- 5) 適正な料金水準
- 6) 料金体系の改定方針
- 7) 新料金体系
- 8) 県内の料金体系
- 9) 料金改定の実施時期



1) 水道事業の概要

給水開始年月： 昭和35年10月

計画給水人口： 39,802人

行政区域内人口： 39,269人

給水人口： 35,449人

年間配水量： 3,615,596m³

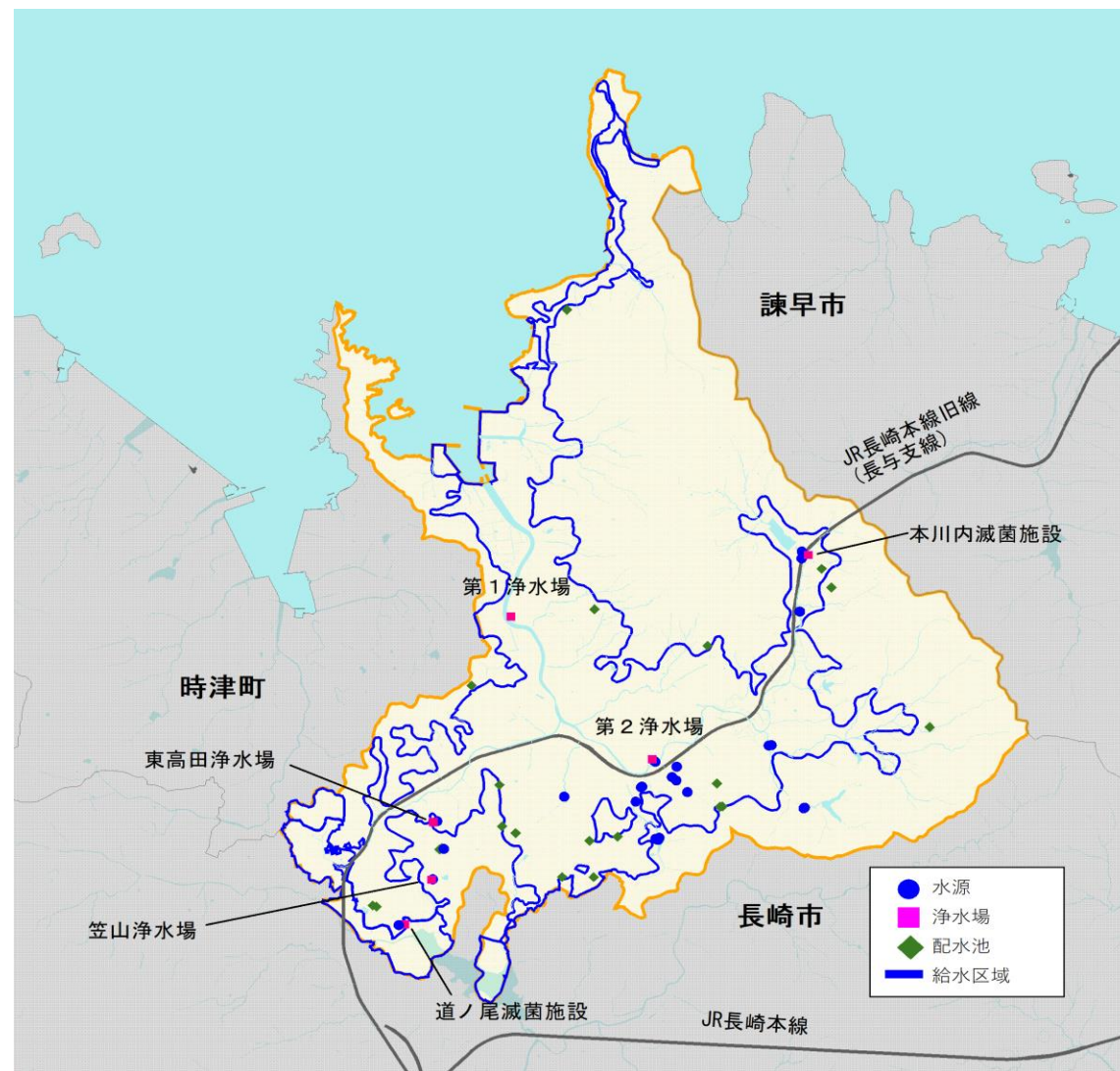
有収率： 89.3%

水源： 地下水、表流水、
ダム放流水

浄水施設： 6力所

配水池： 20力所

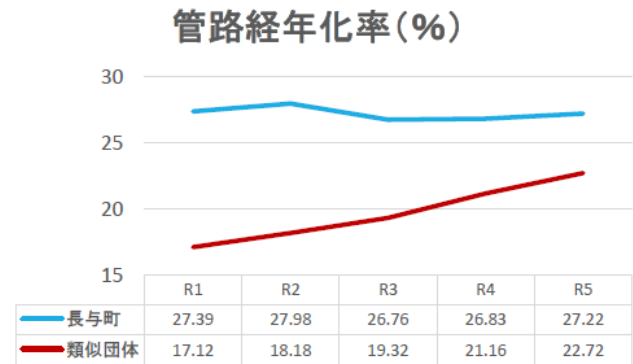
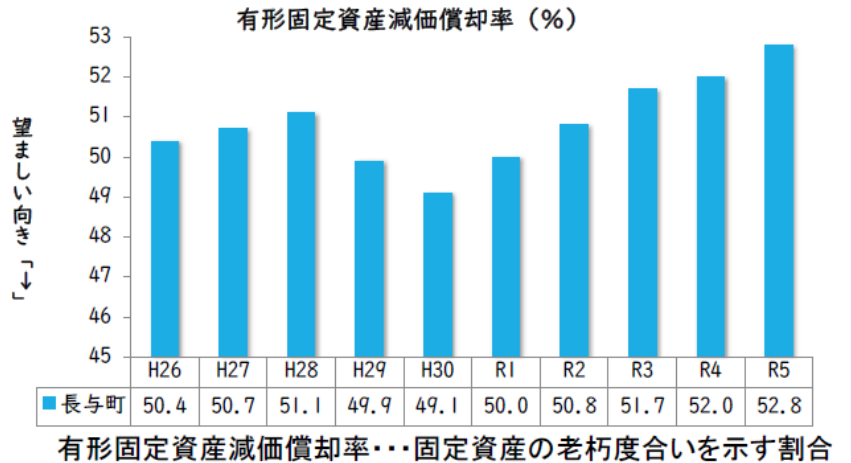
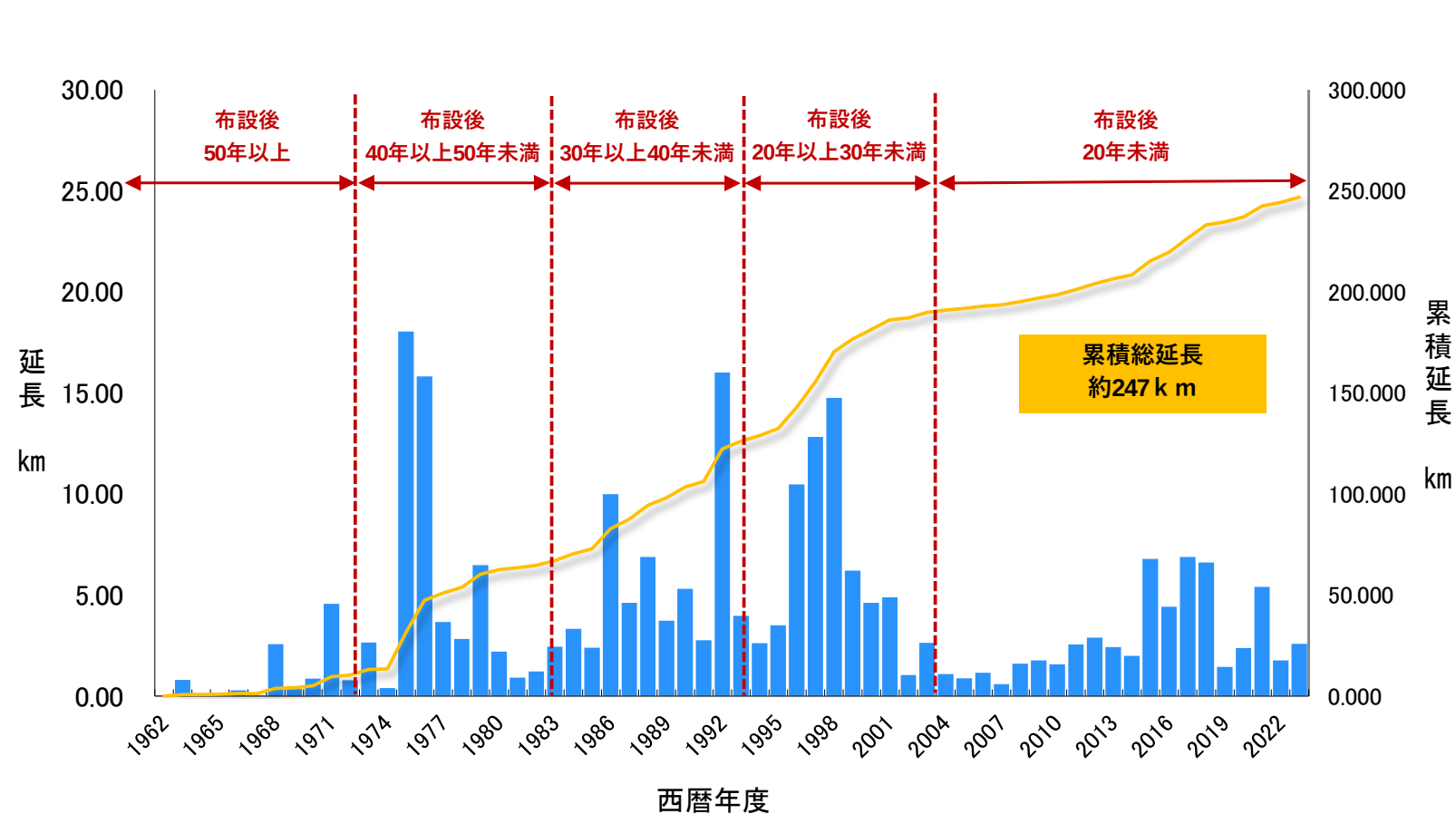
管路総延長： 251.6km ※R7.3月末時点



給水区域及び主要施設位置図

2) 水道施設の現状

第1浄水場を含め、主要施設は老朽化が進んでいる。
また、近年の災害等により国は施設の耐震化の加速を要請している。



【全国平均: 25.37】

管路経年化率・・・管路の老朽度合いを示す割合

3) 水道事業の経営原則

地方公営企業法

独立採算（第17条の2）

- ・ その経費は、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない

▶ **水道事業に係る経費は、水道料金収入で賄わなければならない**

料金（第21条）

- ・ 料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、健全な経営を確保することができるものでなければならない

▶ **水道料金は、赤字にならないよう原価に応じて決めなければならない**

引き続き、経費削減、収入確保に努める！

しかし・・・

今後も水道を供給するために施設を更新する必要がある

しかし・・・

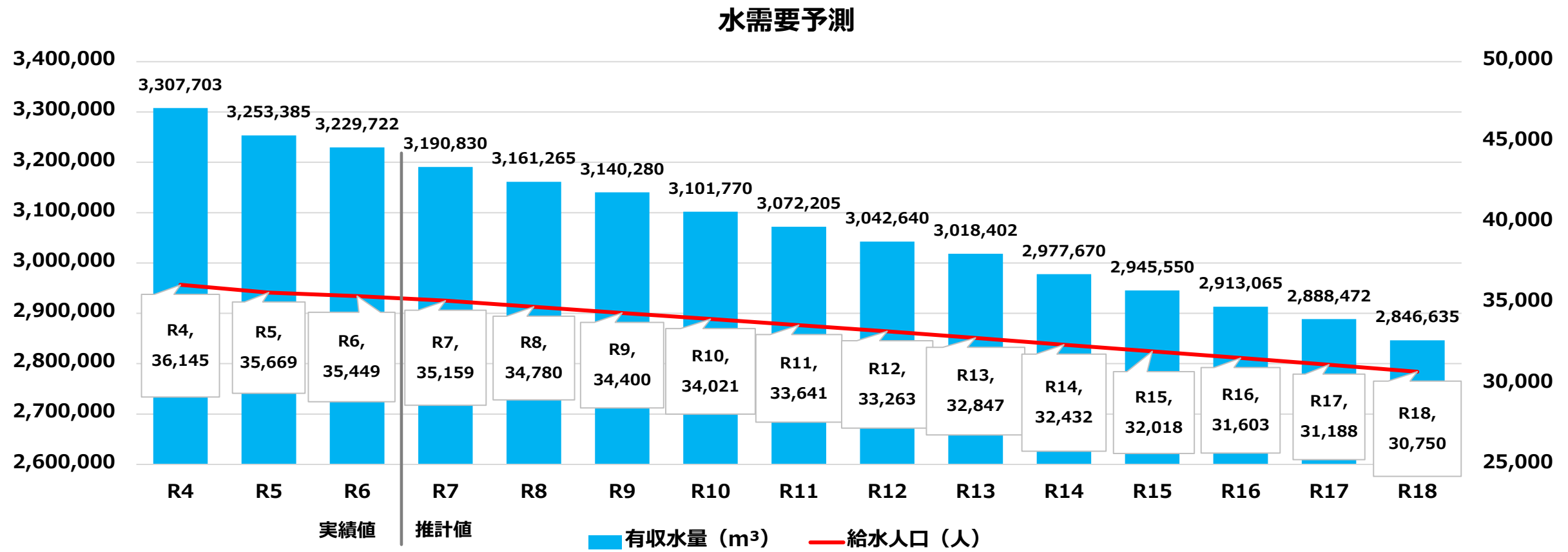
労務単価、建設資材の高騰により資金確保が困難になっている



**適正料金になる
よう水道料金の
改定が必要**

4) 今後の経営状況について

1. 水需要予測（給水人口及び有収水量）



4) 今後の経営状況について

2. 投資計画

【投資目標】

基本理念の「安全・安心な水の供給」、「将来にわたり確実に給水できる水道の構築」、「健全経営の継続」を実現するための実現方策の実施

➡ **新浄水場共同整備事業を優先させつつ、その他施設の更新事業を実施する**

		料金算定期間												
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
今後の事業計画	新浄水場 共同整備 事業	68.3億円										1.3億円		
	管路・設備 更新事業		2.1億円						23.8億円					

※新浄水場共同整備事業に関連して第1浄水場の廃止を行うことで、町単独更新よりも約17億円の費用を削減
※新浄水場共同整備事業は供用開始後のR15以降に減価償却開始

4) 今後の経営状況について

3. 財政計画

【今後10年間の財政状況（現行料金の場合）】

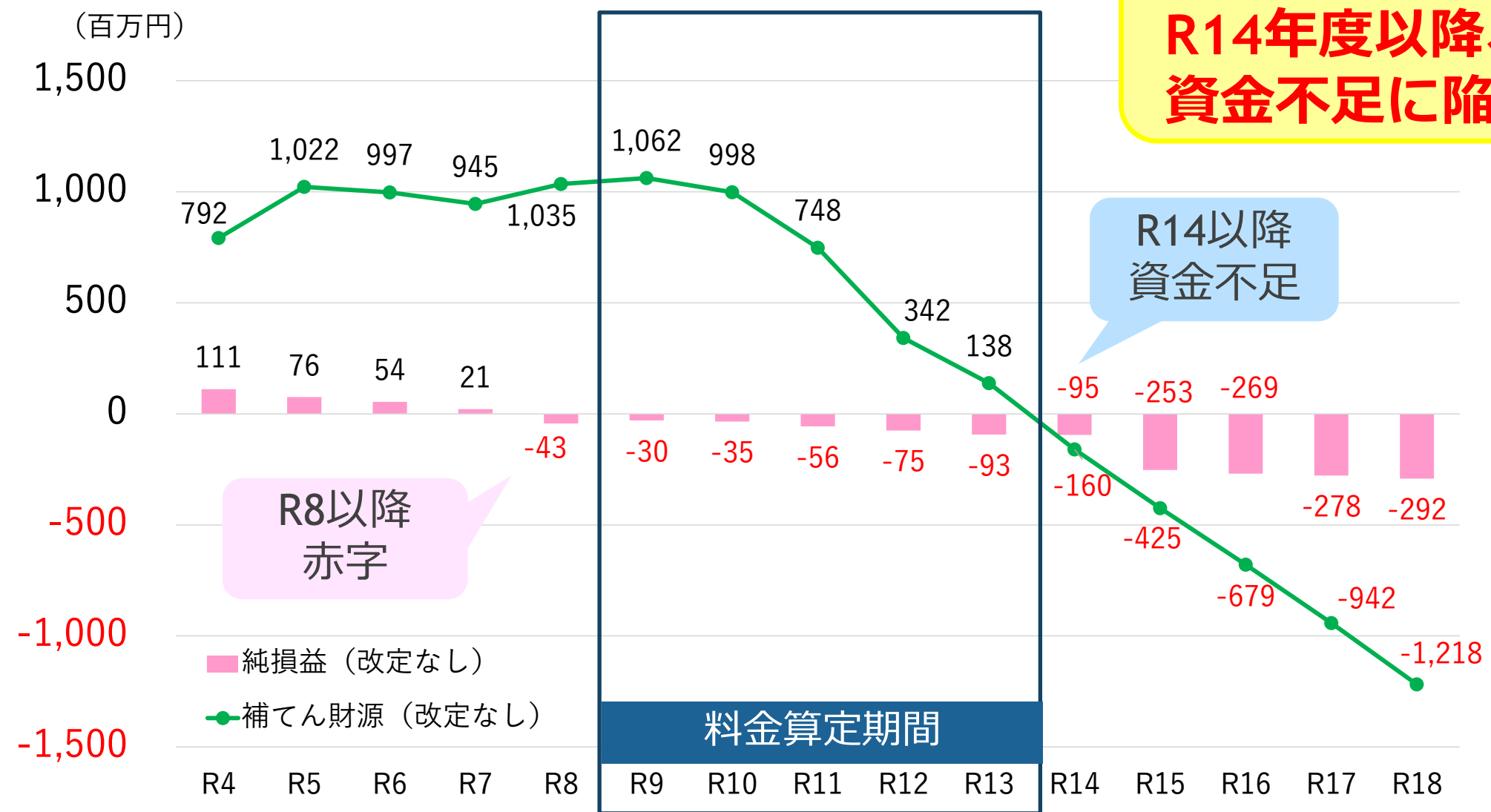
※給水人口や有収水量は
直近10年の実績をもとに推計

区分	単位	料金算定期間														
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
給水人口	千人	36	36	35	35	35	34	34	34	33	33	32	32	32	31	31
年間総有収水量	万m3	331	325	323	319	316	314	310	307	304	302	298	295	291	289	285
水道料金収入	百万円	631	620	618	603	599	596	590	585	578	574	566	560	554	549	541
その他	百万円	110	122	121	109	106	102	101	101	100	98	97	135	135	134	133
収益的収入 計（1）	百万円	741	742	739	712	705	698	691	686	678	672	663	695	689	683	674
職員給与費	百万円	76	80	92	92	84	81	82	86	87	87	87	77	77	77	77
委託費	百万円	252	246	261	261	313	305	310	315	321	327	326	296	296	296	296
修繕費	百万円	34	43	49	43	44	44	45	46	47	48	48	48	48	48	48
減価償却費	百万円	227	225	230	237	243	245	235	230	226	214	202	416	425	428	433
支払利息	百万円	9	10	12	13	19	26	28	33	45	62	68	68	69	69	69
その他	百万円	32	62	41	45	45	27	26	32	27	27	27	43	43	43	43
収益的支出 計（2）	百万円	630	666	685	691	748	728	726	742	753	765	758	948	958	961	966
純損益（3）	百万円	111	76	54	21	-43	-30	-35	-56	-75	-93	-95	-253	-269	-278	-292
資本的収入	百万円	191	497	217	210	375	171	494	1,534	2,002	860	87	71	71	71	79
資本的支出	百万円	299	535	487	549	471	316	754	2,033	2,696	1,205	466	446	430	433	447
不足額（支出－収入）	百万円	108	38	270	339	96	145	260	499	694	345	379	375	359	362	368
補てん財源残高	百万円	792	1,022	997	945	1,035	1,062	998	748	342	138	-160	-425	-679	-942	-1,218
企業債残高	百万円	1,346	1,468	1,501	1,612	1,823	1,832	1,948	2,307	2,841	2,999	2,971	2,935	2,916	2,893	2,870

（1）収益的収入－（2）収益的支出＝（3）純損益はR8年度以降、マイナスの見通し

4) 今後の経営状況について

4. 純損益と補てん残高の予測（現行料金の場合）



5) 適正な料金水準



(5年間)

①総括原価	②料金収入	不足 (②-①)
35億9,600万円	29億2,300万円	6億7,300万円

不足額6億7,300万円を確保するため、
料金収入全体を**23.03%**上げる必要がある

6) 料金体系の改定方針

1. 口径別料金体系の継続

2. 従量料金の逡増型の継続

- ・ 算定要領においては、従量料金は均一型が推奨されているが、今回、基本水量を廃止することにより、小口径使用者（13mm・20mm）の負担が増加
 - ・ 水資源の有限性
- ▶ 町民生活への影響を考慮し、使用世帯の多い小口径使用者への急激な負担を軽減
 - ▶ 水需要の減少や新浄水場共同整備事業により供給能力は一定確保されるが、水資源が豊富にある状況とまではいかないため、使いすぎを抑制し、原水の安定化を図る

3. 基本水量の廃止

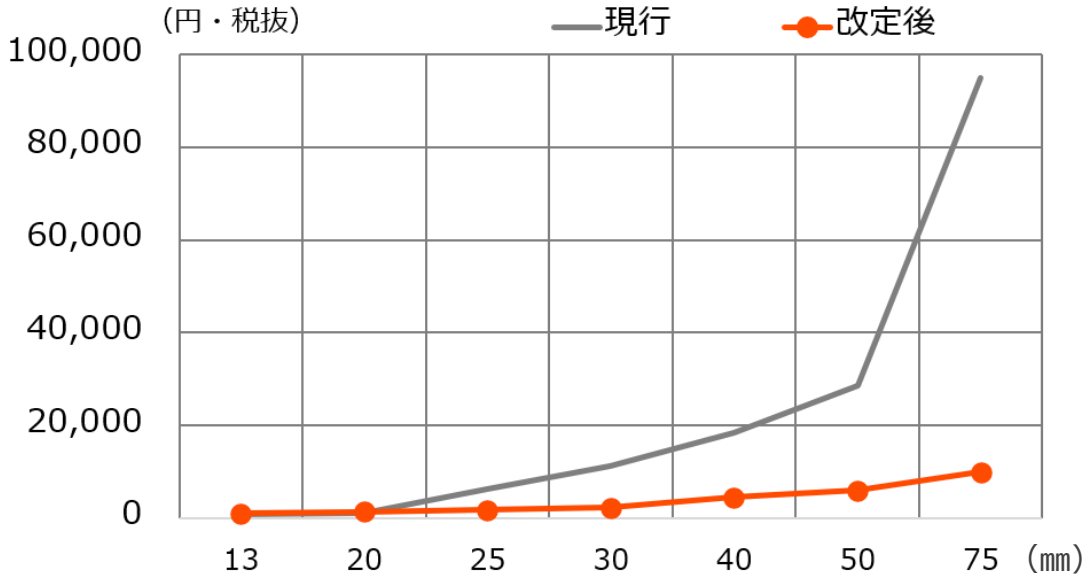
- ・ 公衆衛生向上の目的がほぼ達成されるなど設定の必要性が乏しくなっており、採用する水道事業者も減少傾向
- ▶ 使用水量に応じた負担の公平化（使用者負担）
 - ▶ 水需要の増減に影響されにくい安定した料金体系の確保

7) 新水道料金について

1. 基本料金

(単位：円・税抜)

口径	現行		改定後		
	基本 水量	基本料金	基本 水量	基本料金	影響額
13mm	8	900	0	1,020	120
20mm	8	1,200	0	1,400	200
25mm	30	6,300	0	1,800	-4,500
30mm	50	11,300	0	2,300	-9,000
40mm	70	18,500	0	4,500	-14,000
50mm	100	28,600	0	6,000	-22,600
75mm	300	95,000	0	10,000	-85,000



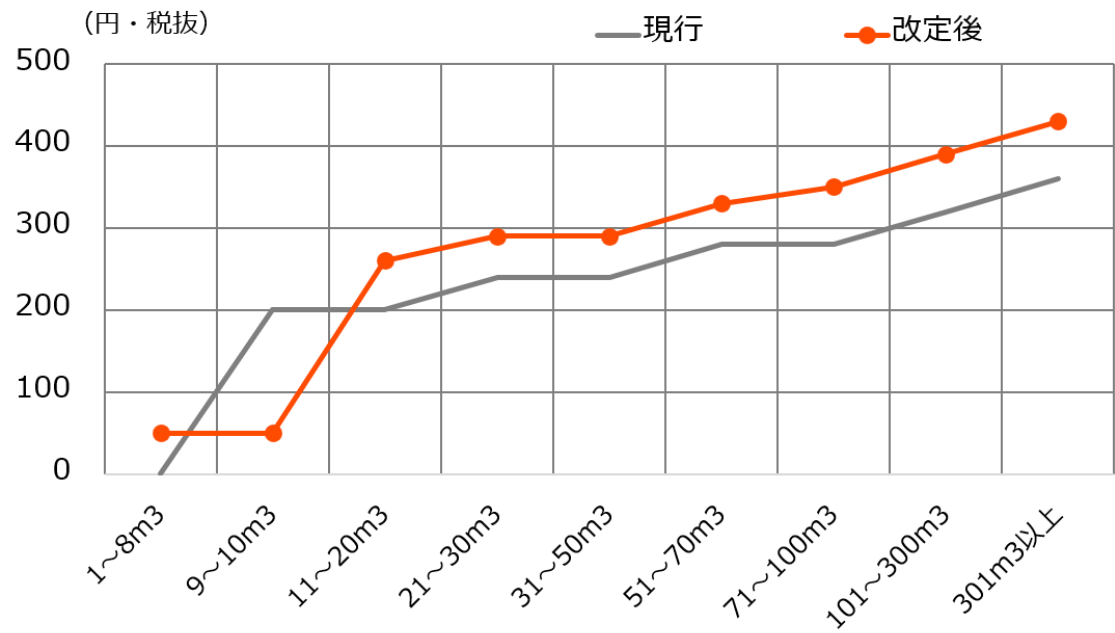
- 全口径で基本水量を廃止
- 全利用者の改定率の平準化のために大口径の基本料金を値下げ

7) 新水道料金について

2. 従量料金

(単位：円・税抜)

従 量 料 金	使用水量	現行	改定後	
			料金	影響額
	1～8m ³	0	50	+50
	9～10m ³	200	50	-150
	11～20m ³	200	260	+60
	21～30m ³	240	290	+50
	31～50m ³	240	290	+50
	51～70m ³	280	330	+50
	71～100m ³	280	350	+70
	101～300m ³	320	390	+70
	301m ³ 以上	360	430	+70



- 基本水量廃止に伴い水量区画の見直し
- 一般家庭への影響を考慮した従量料金設定へ

7) 新水道料金について

3. 基本料金 + 従量料金

(単位：円・税抜)

口径種別	基本料金	従量料金 (1m ³ につき)							
		1~10m ³	11~20m ³	21~30m ³	31~50m ³	51~70m ³	71~100m ³	101~300m ³	301m ³ 以上
13mm	1,020	50	260	290	290	330	350	390	430
20mm	1,400	50	260	290	290	330	350	390	430
25mm	1,800	50	260	290	290	330	350	390	430
30mm	2,300	50	260	290	290	330	350	390	430
40mm	4,500	50	260	290	290	330	350	390	430
50mm	6,000	50	260	290	290	330	350	390	430
75mm	10,000	50	260	290	290	330	350	390	430

「水道料金算定要領」の考え方（推奨）

- 口径別料金体系 ▶ 口径の使用能力に応じて費用を負担
- 従量料金：単価均一型 ▶ 使用水量に応じて均等に費用を負担
- 基本水量なし ▶ 節水意識が反映されないこと、公衆衛生の向上を急務とする時代ではないなど設定の必要性が乏しくなったため

改定による負担を
軽減するために
従量料金の
単価均一型の採用は
見送りました

8) 県内の料金体系

※R7年4月1日時点

二部料金制					
基本水量（あり）			基本水量（なし）		
用途別	口径別	区分なし	用途別	口径別	区分なし
松浦市 新上五島町	五島市 長与町 雲仙市 対馬市 南島原市 波佐見町	佐世保市 西海市 川棚町 諫早市 (松浦市) 鷹島地区旧簡水 福島地区旧簡水 松浦地区旧簡水 壱岐市 佐々町 東彼杵町		時津町 大村市 長崎市 島原市 平戸市 長与町	

改定後は、
この料金体系の
分類に該当する

※県内で「一部料金制」、「二部料金制_用途別・口径別併用」を採用している事業体はないため省略

※青字の事業体は、従量料金が「均一型」を採用

※太字は別途、メーター使用料を加算している

※松浦市は市町村合併以前の旧自治体ごとに適用されていた水道料金体系を適用

9) 料金改定の実施時期

新料金体系の適用：令和9（2027）年10月1日より実施

(単位：円・税抜)

改定年月	水道料金（13mmの場合）									
	基本料金		従量料金 (1～10m3)		従量料金 (11～20m3)		従量料金 (9～20m3)		従量料金 (21～50m3)	
S52 (1977) .5.1	550円						110円		130円	
S56 (1981) .11.1	750円	+200					150円	+40	180円	+50
S63 (1988) .4.1	900円	+150					200円	+50	240円	+60
R9 (2027) .10.1	1,020 円	+120	50円	－	260円	－	－	－	290円	+50

※「－」は基本水量廃止に伴う水量区画変更のため